平成２７年（フ）第５９号
福岡県柳川市間1214番地６
債務者　川野　順司
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
福岡県柳川市三橋町今古賀12番地１江口第一ビル201号
債務者　片山　智哉
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
福岡県大牟田市日出町１丁目１番地１　エバーライフ新栄町駅前参番館1006号
債務者　橋口　麻美
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第９２号
長崎県大村市松原本町201番地７（江口ハイツ202）、旧住所長崎県大村市松原１丁目537番地１（七山アパートＢ）
債務者　前田　秀機
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
長崎県諫早市宗方町195番地10　古賀貸家、旧住所長崎市滑石１丁目10番19号
債務者　立山　淳喜
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３５７号
沖縄県那覇市字国場670番地２　安里アパート２階
債務者　徳村　礼子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１２９号
青森県八戸市江陽２丁目２番20号　メゾンミヤマ１－２
債務者　深畑　富子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第７３８号
仙台市青葉区小田原６丁目４番８号　グリーンメゾン宮町305
債務者　佐久間洋子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３１７号
茨城県鉾田市飯名339番地６
債務者　藤枝　雄太
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３２５号
茨城県那珂郡東海村大字舟石川573番地12（ドミールセゾンＡ101）、旧住所茨城県那珂郡東海村大字豊岡435番地１（シーライフ豊岡Ａ－201）
債務者　芳賀　佑季
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１９９号
茨城県つくばみらい市陽光台３丁目41番地17
債務者　上門ロサこと　ＭＡＲＴＩＮＥＺ　ＡＲＲＯＹＯ　ＤＥ　ＵＥＫＡＤＯ　ＲＯＳＡＡＮＡ
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２３４号
埼玉県本庄市児玉町田端421番地37
債務者　栗原　晴子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２４９号
埼玉県比企郡小川町大字角山316番地１
債務者　戸塚　洋子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第８７号
千葉県木更津市新宿６番14号
債務者　高橋　道子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第９０号
千葉県木更津市岩根４丁目４番９号
債務者　池田　賀一
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第３１１号
岐阜県羽島郡岐南町上印食２丁目30　第２岐南ビル２Ｂ、住民票上の住所岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町５丁目78番地１
債務者　森本　敏子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６２号
三重県名張市希央台４番町41　レオパレス希央台110号室、住民票上の住所愛知県岡崎市井田町字東城１番地３（アーバンライフ井田南　107）
債務者　酒井　朋廣
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
津地方裁判所伊賀支部